

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

介護保険料の年金からの 天引き（特別徴収）について

介護保険料の納付方法には、納付書や口座振替により個人から村に直接納付いただく「普通徴収」と、年金保険者（日本年金機構等）が年金から天引きして個人に代わって村に納付する「特別徴収」があります。



●「特別徴収」の対象となる方・一時的に「普通徴収」となるケース

特別徴収は、受給している年金が年額18万円以上の方が対象となります。ただし、次のいずれかの場合には、介護保険料の一部または全部が一時的に普通徴収となります。

- ◇当初の課税額から増額した分が普通徴収となる場合 年度途中での介護保険料の増額分。
- ◇特別徴収が開始されるまでは普通徴収となる場合 年度途中で65歳になった、年度途中から老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった、年度途中で他の市区町村から転入してきた。
※特別徴収の対象者として把握される月（偶数月）の概ね6カ月後から天引きになります。
- ◇普通徴収となる場合 介護保険料が減額になった、年金が一時差し止めになった。
※翌年4月に特別徴収対象者として把握されると、その年の10月から特別徴収が再開されます。



●介護保険料「Q&A」

Q. 特別徴収から普通徴収に変更することはできませんか？

A. 65歳以上の方の介護保険料の支払い方法については、介護保険法第135条により特別徴収が原則とされています。自分で納付方法を選択することはできません。

Q. 介護保険料は65歳になるとすぐに年金から天引きされるのですか？

A. 65歳になった直後や、他の市区町村から転入した直後は、年金からの天引きを行うことができません。これらの場合は、村と年金保険者との事務手続きが完了するまでの概ね6カ月間は納付書や口座振替により納付していただくこととなります。ご面倒をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

Q. 美浦村に転入して介護保険料の納付書が送られてきました。介護保険料は年金からの天引きで納めているのに、二重払いではないですか？

A. 現行の制度上、自治体間において、転入後すぐには年金からの天引きを引き継ぐことができないため、一時的に前住所地の自治体の特別徴収と、美浦村からの普通徴収が重複する場合があります。特別徴収（年金からの天引き）による過納があるときは、前住所地の自治体から通知されます。

ご存知ですか？ 児童扶養手当・特別児童扶養手当

生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

【児童扶養手当】 死亡または離婚等により父または母と生計をともにしない児童を監護する方（受給資格者）、父または母のどちらか一方が一定以上の障害の状態にある児童を監護する方、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。

【特別児童扶養手当】 身体または精神に障害のある児童の生活に役立てるために、その児童を監護している方に支給される手当です。

※それぞれ所得制限などの支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。



～「現況届」「所得状況届」をお忘れなく!!～

毎年指定された期日までに、児童扶養手当を受給している方は「現況届」を、特別児童扶養手当を受給している方は「所得状況届」を提出しなければ、8月分以降の手当が受けられなくなってしまいます。これらの届は、前年の所得および支給要件を確認し、継続支給の有無を判断する目的で提出していただくものです。現在手当を受給している方（支給停止者を含む）には、届出用紙をお送りしますので、関係書類を添えて役場福祉介護課に提出してください。

◇お問合せ 役場福祉介護課 ☎885-0340 内線111・112